

令和4年1月7日

保護者の皆様へ

神戸市

同居家族に風邪症状がある場合の取り扱いについて

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向がみられることから、このたび、同居家族に風邪症状がある場合の取り扱いを変更しましたので、お知らせさせていただきます。

この取り扱いは、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

何卒ご理解のほどよろしくお願いします。

1. 同居家族に風邪症状がある場合の取り扱いについて

【変更前】登園できます

【変更後】症状がなくなるまで登園できません

※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます

※変更後の取り扱いを別添「園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安」のとおり整理しています。

2. 登園等にあたってのお願い（変更なし）

○登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。

○登園後に発熱や普段と様子が違うなどの体調の変化が見られる場合は、速やかなお迎えにご協力ください。

○同居家族も含め、体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ受診してください。

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

※下線部が変更箇所

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居 家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者となって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間、登園できません。
		◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。 ※検査結果が陰性であっても、発熱等の風邪の症状があるときは登園できません。 ※登園できる状況（陰性かつ無症状）であっても、送迎はお控えください。
⑤ 保育施設・学校園で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	◆	◆	○	登園できます。
⑥ けが等で 入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。